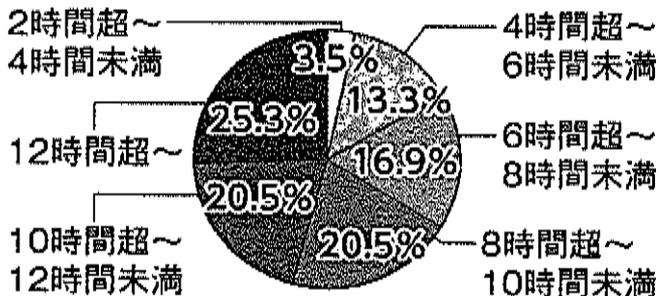


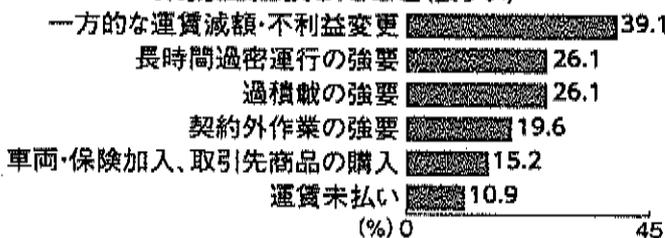
軽貨物ドライバーにアンケート調査

過酷な実態 明らか

1日の平均労働時間(稼働時間)



業務上経験したこと(抜粋)



「一方的な運賃の減額」39%

就労「週6日」「ほぼ毎日」48%

1日労働「12時間以上」25%

建交労軽貨物ユニオンは、軽貨物業で働くフリーランス(個人事業主)のドライバーを対象にアンケート調査を実施しました。コロナ禍による配達需要増の一方で、運賃の引き下げや不払い、長時間労働など、過酷な労働実態が明らかになりました。

建交労軽貨物ユニオン

アンケートはドライバーと「8時間超~10時間未満」83人から回答を得ました。年齢別では40代以上が86.6%を占めています。

1日の平均労働時間は「12時間以上」が最も多く25.3%、「10時間超~12時間未満」20.5%の就労日数も、

「週6日」「ほぼ毎日」を合わせて48.2%と、半数近くがほとんども休みなく働いています。

取引先との契約では、「契約書なし」「契約書はあるが本人に渡されていない」「わかからない」が約半数に上っています。

業務上経験したこと(複数回答)で最も多いのは「一方的な運賃の減額・不利益変更」で39.1%。次に「長時間過密運行の強要」「過積載の強要」がともに26.1%、下請法に抵触する「契約外作業の強要」19.6%と続いています。

不安に感じていることでは、「補償が何一つない」、「収入が安定せず、仕事も安定しない」、「運賃個数にも限度があり極度な要求をする」、「1日の収入額は決められているのに物量は増えている」、「仕事が病気で仕事を

なくすこと」、「午前7時30分から午後5時30分までの契約だが、実質業務は朝6時にスタートさせない」と聞かれます。早出の賃金はもらえない「などと訴えています。

「コロナ禍の中でも稼働している業界なので賃金減額を評価してほしい」、「休みの日に仕事を依頼してくる。せめて週に1度の休みを守ってほしい」といった声も寄せられています。

同ユニオンの高橋英晴代表は、11日の会見で「ユニオン加入希望の7割強が労災補償などが1の場合の補償を求めている」と指摘。「フリーランスで働く人たちの多くは誰にも守られていないことに不安を感じている。将来にわたって生活できるよう、働き手が守られる仕組みを求めたい」と話しました。

「仕事が病気で仕事をなくすこと」、「午前7時30分から午後5時30分までの契約だが、実質業務は朝6時にスタートさせない」と聞かれます。早出の賃金はもらえない「などと訴えています。